

## 8 ● B型肝炎

防御免疫に必要な成分(HBs 抗原)を遺伝子組換え技術を使って作製したコンポーネントワクチンであり、皮下接種する。標準的には初回接種を生後2か月、その後27日以上の間隔をあけて、生後3か月に2回目、1回目から140日以上の間隔をおいて生後7~8か月目に3回目の接種を完了する。

母児感染予防の場合には、初回接種を出生直後

に抗HBsヒト免疫グロブリン(HBIG)と同時に行い、1か月後(生後2か月)に2回目、生後6か月に3回目の接種を行う。

## D 感染症法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)は、近年の感染症を取

表 43-6 感染症法の対象となる感染症の類型(2019年1月現在)

	性格	感染症名
1 類感染症 (7 疾患)	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2 類感染症 (7 疾患)	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)
3 類感染症 (5 疾患)	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4 類感染症 (44 疾患)	動物、飲食物などの物件を介してヒトに感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症(ヒトからヒトへの感染はない)	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つがが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ(H5N1 および H7N9 を除く)、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発疹チフス、ポツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキーマウンテン紅斑熱
5 類感染症 全数把握 疾患 (24 疾患)	国が感染症の発生動向調査を行い、その結果などに基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く)、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性弛緩性麻痺、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎、およびリフトバレー熱を除く)、クリプトスポリジウム症、Creutzfeldt-Jakob病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘(入院例に限る)、先天性風疹症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風疹、麻疹、薬剤耐性アシネトバクター感染症
定点把握 疾患 (25 疾患)	同上	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染症胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発疹、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く)、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症

(次頁に続く)

表 43-6 感染症法の対象となる感染症の種類(2019年1月現在)(続き)

	性格	感染症名
新型インフルエンザ等感染症	新たにヒトからヒトに伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められているものをいう	新型インフルエンザ
	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう	再興型インフルエンザ
指定感染症	すでに知られている感染症の疾病(1類感染症, 2類感染症, 3類感染症および新型インフルエンザ等感染症を除く)であって、感染症予防法の第3章から第7章までの規定の全部または一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう	—
新感染症	ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、すでに知られている感染症の症状とその症状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病に罹った場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう	—

り巻く状況の変化に対応するため、1999(平成11)年4月に施行された。

感染症法のポイントは、

- ① 事前対応型行政の構築(感染症発生動向調査の法定化, 厚生労働大臣による感染症予防の総合的な推進をはかるための基本指針の策定, および都道府県による施策の実施に関する予防計画の策定)
- ② 感染症類型の設定および危険性が高い感染症の患者の入院を担当する医療機関の指定(感染症指定医療機関)
- ③ 患者などの人権に配慮した入院手続きの整備(十分な説明と同意に基づいた入院)

- ④ 動物由来感染症対策の充実(サルなどの人獣共通感染症 zoonosis の原因となる動物に対する輸入禁止・輸入検疫)
- ⑤ 病原体などの管理体制の確立(病原体および毒素の所持の禁止, 制限, 許可制度および届出制度→603頁参照)
- ⑥ 国際協力の推進である。

感染症法では、感染力や罹患した場合の症状の重篤度などに基づき、感染症を危険性が高い順に表 43-6 のように分類している(感染症類型)。

(中込 治)